令和６年６月

自由応募型インターンシップの覚書の締結について

大学を経由せずに自身で応募する「自由応募型」インターンシップについては，従来は大学を通じて応募するインターンシップ等と同様に受入れ企業等との覚書を締結していましたが，インターンシッププログラムの多様化や受入企業等の状況を鑑み，**今後は，原則的に覚書の締結を行いません。**

ただし，本学が定めるインターンシップの定義を満たした上で，①単位認定を希望する場合，もしくは②受入れ企業等から覚書締結の要請がある場合に限り，覚書の締結を行います。（※受入れ企業等が提示する条件等によっては，覚書の締結ができない場合があります。）

＊本学が定めるインターンシップの定義

- 実施期間が５日間以上のプログラムであること
- 実施時期が授業・試験期間外であること
- 報酬が無給であること

なお，**受入れ企業等との覚書を締結しない場合，原則，学生教育研究災害障害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）の補償の対象とならず，保険加入証明書を発行することができません。**受入れ企業等から保険の加入及びその証明書を求められた場合，ご自身で民間等の保険に加入する必要があります。

ただし，受入れ企業等から学研災・学研賠の加入証明書を求められた場合は，教務課にご相談ください。

工学部教務課